

「長野県PRキャラクター『アルクマ』」の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県のPR・振興、県産品の振興・販路拡大を目的とした「長野県PRキャラクター『アルクマ』」(以下「アルクマ」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「アルクマ」とは、別紙デザインシートに掲げるイラスト及び、立体化などしてこれを展開したもの、並びに「アルクマ」の写真及び動画(以下「イラスト等」という。)とする。

(「アルクマ」に関する権利)

第3条 「アルクマ」に関する一切の権利は、長野県(以下「県」という。)に属する。

(使用の申請等)

第4条 「アルクマ」を使用しようとする者は、あらかじめ長野県知事の(以下、「知事」という。)の許諾を受けなければならない。ただし、公益目的(非営利)の使用で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りではない。

- (1) 県が使用するとき
- (2) 県内市町村が使用するとき
- (3) 県及び県内市町村が構成員となっている団体が使用するとき
- (4) 県内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (6) 県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用するとき
- (7) その他知事はその使用を適当と認めたとき

2 前項の知事の許諾を受けようとする者は、使用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が認める場合には添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 使用する内容が具体的にわかる企画の概要書等
- (2) 「アルクマ」の使用状況がわかる完成見本商品等
- (3) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる概要書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(使用の許諾)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、趣旨に沿って使用するものと認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。ただし、「アルクマ」のデザイン統一のため、申請されたデザイン等の修正を求められることがある。また、必要があると認める場合は、「アルクマ」の使用法その他について、条件を付すことができる。

2 知事は、使用許諾を行ったときは、使用許諾通知書（様式第3号）を申請者に送付し、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書（様式第5号）を送付する。

(使用許諾の制限)

第6条 「アルクマ」の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として知事は許諾しないものとする。

- (1) 営利団体等が利益を主たる目的として使用するとき
 - (2) 県又は「アルクマ」のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき
 - (3) 法令、公序良俗に反すると認められるとき
 - (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき
 - (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものが使用するとき
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する者が営業又はその広告等に使用するとき及びこれらの者に販売する商品などに使用するとき
 - (7) 第三者の利益を害すると認められるとき
 - (8) 「アルクマ」の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
 - (9) 「アルクマ」の使用が特定の企業名や商品を推奨していると認められるとき
 - (10) 「アルクマ」のデザイン変更（ポーズの変更、目鼻等の位置の変更、色の変更等）、その他使用方法が適当でないと認められるとき
 - (11) 日本国内に所在地を有しないものが使用するとき
 - (12) その他知事が「アルクマ」の使用について不相当と認めるとき
- 2 食品について第4条の規定による申請があった場合は、長野県で製造又は販売される場合に限り許諾するものとする。

(使用許諾の特例)

第7条 知事は、前条第1項第1号に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に関わらず、「アルクマ」の使用を許諾することができる。

- (1) 営利団体等が、商品、商品等のパッケージ、景品、チラシ、サービス等利益を目的として製作又は提供される物品等に「アルクマ」のイラストを掲載することにより、県の振興、県産品の販売促進その他県の施策の推進に寄与すると認められるとき
- (2) 営利団体等が、「アルクマ」の立体物等を商品化することにより、県の振興、県産品の販売促進その他県の施策の推進に寄与すると認められるとき

2 前項の規定による「アルクマ」の使用は、別紙デザインシートに掲載するイラストに限る。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定による使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る対象物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 原則として、「アルクマ」のイラストに近接して「長野県PRキャラクター『アルクマ』」を表記すること。
- (4) 使用許諾を受けた対象物には、公益目的（非営利）の場合は「©長野県アルクマ」、営利目的の場合は「©長野県アルクマ 許諾番号（〇〇－〇〇〇〇）」を、その対象物に明示すること。
- (5) 第5条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(使用期間)

第9条 「アルクマ」の使用期間は、2年以内とする。

- 2 前項の使用期間満了後においても、引き続き使用するとき、改めて使用申請書（様式第1号）を知事に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、使用者は、当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、使用許諾期間満了後においても、在庫整理の期間として、引き続き「アルクマ」を使用することができるものとする。
- 3 前項の申請があった場合の扱いは、第5条によるものとする。

(使用料)

第10条 「アルクマ」の使用に係る使用料については、当分の間、無料とする。

(許諾内容の変更)

- 第11条 使用者が、許諾された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用変更申請書（様式第2号）を知事に提出し、その許諾を受けなければならない。
- 2 知事は前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを許諾し、使用者へ変更許諾通知書（様式第4号）を送付する。

(使用許諾の取消し)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し使用物件などの回収などの措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合

- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条各号いずれかに該当するに至った場合
- (5) その他「アルクマ」の使用が不相当であると認められた場合

- 2 県は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 知事は、使用者に「アルクマ」の使用状況などについて報告させ、又は調査することができるものとする。
- 4 知事は、使用許諾の取消しを行ったときは、使用者に使用許諾取消通知書（様式第6号）を送付する。

（使用の非独占性等）

第13条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「アルクマ」を使用する権利を付与し、又は、商品、使用者等について県の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第14条 県は、使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

- 第15条 県は、「アルクマ」の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、「アルクマ」を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。
 - 3 使用者は、「アルクマ」の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第16条 知事は、「アルクマ」の使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

（事務）

第17条 この規程に関する事務は、長野県観光部観光誘客課が行う。

（補則）

第18条 この規程に定めるもののほか、「アルクマ」を使用する場合の取扱い等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。